

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
5月25日  
(金曜日)

## 目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ……一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ……三

漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意 (農林水産政策課) ……五

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告 (畜産振興課) ……五

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (建築指導課) ……五

歳入の収納の事務の委託 (交通規制課) ……六

○公告

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報 (畜産振興課) ……六

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ……八



## 山口県告示第九十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年五月二十五日から同年六月十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日産化学工業株式会社  
住 所 東京都千代田区神田錦町三丁目七番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 日産化学工業株式会社小野田工場  
所在地 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地の一
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法		
	能 力	工 事 着 手	工 事 完 成	使 用 開 始	使 用 時 間 隔 間	
四六一イ	一四・七 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	平 成 三 〇、 七、一	平 成 三 〇、 八、三二	平 成 三 〇、 九、一	断 続 一 二 時 間	変 動 な し
〃	四・九 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〇・六 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	平 成 三 〇、 六、一五	平 成 三 〇、 六、三〇	平 成 三 〇、 七、四	〃	二 四 時 間 変 動 有 り
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四六一ニ	一・三 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	〃	〃	〃	〃	〃
一五一イ	四九 ( $\text{N}^3/\text{分}$ )	平 成 三 〇、 六、一六	平 成 三 〇、 六、一六	平 成 三 〇、 六、一六	連 続	変 動 な し

備考 「四六一イ」及び「四六一ニ」とは水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び廃ガス洗淨施設をいい、「一五一イ」とはダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第百三十三号)別表第二第十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗淨施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の量	
	通 常	最 大	通 常	最 大
四六一イ	〃	〃	八・六	七五
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
四六一イ	七	〃	八・六	七五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (t/日)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
排水焼却施設	鋼鉄製	一五・八四	焼却	連続	二四時間	変動なし			
活性汚泥処理施設	コンクリート製	一、五〇〇	活性汚泥	〃	〃	〃			
中和沈殿処理施設	〃	五〇、〇〇〇	中和・沈殿	〃	〃	〃			
(既設)									

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		通 常	最 大	
	水素イオン濃度 (水素指数)	通 常	最 大	
	化学的酸素要求量 (mg/l)	通 常	最 大	
	浮遊物質 (mg/l)	通 常	最 大	
	飲油類 (mg/l)	通 常	最 大	
	窒素	通 常	最 大	
	リン	通 常	最 大	

排水焼却施設	処理前		処理後	
	値	単位	値	単位
排水焼却施設	九・一	mg/l	八・一	mg/l
活性汚泥処理施設	七	mg/l	八・五	mg/l
中和沈殿処理施設	〃	mg/l	〃	mg/l

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1	排水口	排水		汚染状態		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		値	単位	値	単位	
七	八〇六	水素イオン濃度 (水素指数)	七	化学的酸素要求量 (mg/l)	六二四	〃
		浮遊物質量 (mg/l)	二〇	浮遊物質量 (mg/l)	八〇	
		窒素 (mg/l)	一五	窒素 (mg/l)	一・四	
		リン (mg/l)	〃	リン (mg/l)	〃	
		亜鉛 (mg/l)	〃	亜鉛 (mg/l)	〃	
		銅 (mg/l)	〃	銅 (mg/l)	〃	
		マンガン (mg/l)	〃	マンガン (mg/l)	〃	
		鉄 (mg/l)	〃	鉄 (mg/l)	〃	
		クロム (mg/l)	〃	クロム (mg/l)	〃	
		コバルト (mg/l)	〃	コバルト (mg/l)	〃	
		モリブデン (mg/l)	〃	モリブデン (mg/l)	〃	
		ニッケル (mg/l)	〃	ニッケル (mg/l)	〃	

### 山口県告示第二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年五月二十五日から同年六月十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 日産化学工業株式会社

住 所 東京都千代田区神田錦町三丁目七番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

種類	項目		構造	使用の方法
	変更前	変更後		
一五〇イ	六三	二、九四七	（既設）	連続 二四時間 使用の時間 一日当たり 概 季節的 変動的 必要

名称 日産化学工業株式会社小野田工場  
所在地 山陽小野田市大字小野田六九〇三番地の一  
特定施設の種類の  
ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二第十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設  
変更しようとする事項の内容  
四 特定施設の構造、特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項目	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m³)
		通 常	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常
〃	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃
一五―イ	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	変更前	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 「一五―イ」とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第二第十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m³)
		通 常	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常
〃	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃
一五―イ	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	変更前	八・一	一一	二〇	〇・三六	一	四八
		八・五	二〇	検出せず	〃	〃	〃

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

中和沈殿処理施設

種 類	項目	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m³)
		通 常	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常
〃	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	変更前	七	一六	三〇	五〇	二	〃
		八・六	二〇	〃	〃	〃	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	項目		排水水の汚染状態の値		排水水の一当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	変更前	変更後	最大	常	
	七	〃	水素イオン濃度 (水素指数)	排水水の汚染状態の値	
	八	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	排水水の汚染状態の値	
	一六	〃	浮遊物質量 (mg/l)	排水水の汚染状態の値	
	二〇	〃	鉍油類 (mg/l)	排水水の汚染状態の値	
	三〇	〃	窒素 (mg/l)	排水水の汚染状態の値	
	二	〃	燐 (mg/l)	排水水の汚染状態の値	
	六	〃	排水水の汚染状態の値	排水水の汚染状態の値	
	九	〃	排水水の汚染状態の値	排水水の汚染状態の値	
	一・四	〃	排水水の汚染状態の値	排水水の汚染状態の値	
	二	〃	排水水の汚染状態の値	排水水の汚染状態の値	二二、一三三、二七三・九
	二二、〇七三・三	〃	排水水の汚染状態の値	排水水の汚染状態の値	一三三、七三三・九

山口県告示第百二一〇号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成三十年五月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	分
掛測区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業	

山口県告示第百二二〇号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十二条の規定により、次のとおり報告を求めると。  
家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示（平成三十年山口県告示第十四号）は、廃止する。

平成三十年五月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため

二 報告すべき者

報告の対象となる期間のいずれかの日において、飼養している鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「鶏等」という。）の羽数の合計が百羽以上又は飼養しているだちようの羽数が十羽以上である農場の所有者

三 報告すべき事項

二に掲げる農場において、毎週月曜日から日曜日までの間に飼養し、及び死亡した鶏等の羽数その他鶏等の羽数の増減に関する事項

四 報告書の提出期限

報告の対象となる期間の初日の属する月の翌月の十日正午

五 報告書の提出先

二に掲げる農場の所在地を所管する家畜保健衛生所

六 その他

高病原性鳥インフルエンザが発生した可能性があるときは、直ちにその旨を報告すること。

山口県告示第百二二三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、旧山口県立下関中央工業高等学校普通教室等改修工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年五月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 旧山口県立下関中央工業高等学校普通教室等改修工事
- (一) 工事場所 下関市後田町四丁目五六四番地一
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造	地上四階建	六、三六一平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
    - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
    - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
    - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の平成三十年五月二十四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。
  - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
    - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
    - 1 共同企業体協定書の写し
    - 2 総合評定値通知書の写し
    - 3 特定建設業の許可通知書の写し
    - 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法
  - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
  - 山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
  - 平成三十年六月十二日から同月十五日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
  - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年六月二十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三一三三〇）にすること。

山口県告示第二百四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成三十年五月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 委託に係る取扱歳入金の種類
  - パーキング・チケット発給手数料
- 二 委託を受けた者の名称及び所在地
  - 株式会社中国警備保障
  - 岩国市麻里布町三丁目一四番一四号
- 三 委託の期間
  - 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間



(二一) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報  
 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水



産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

平成三十年五月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検 査 成 績	飼養者の住所及 氏名又は名称
三一七〇四〇 四〇〇七九	七五六二		その他	平成二八、 九	カナダ	〃	岩国市錦町宇佐郷 プライフーズ株式 会社山口AIセ ンター
三一五〇四〇 一〇〇三二	一四五六		〃	平成二七、 一四	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇三五	一四七三		〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇三八	一四九五		〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇四一	一五〇五		〃	〃	〃	〃	〃
三一六〇四〇 一〇〇三八	五〇五六		〃	平成二八、 一八	〃	〃	〃
三一六〇四〇 一〇〇四五	五一〇八		〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇八二	七五二二		〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇八三	七五八二		〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇八四	七五八二		〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇八五	七五八九		〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇八一	七六二一		〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇六四	H D〇〇八		〃	平成二九、 一九	宮城県	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇六六	H D〇一〇		〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇七二	H D〇一六		〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 二〇〇四〇	C 一一三二		〃	平成二六、 二七	〃	〃	〃

三一五〇四〇 一〇〇二一	C 一一三二		〃	〃	〃	〃	〃
三一六〇四〇 一〇〇一九	C 一一四二		〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇四六	C 一一四四		〃	〃	〃	〃	〃
三一六三三〇 一〇〇〇四	C 一〇七		〃	〃	〃	〃	〃
三一四〇四〇 一〇〇〇六	A B 五八二		〃	〃	〃	〃	〃
三一四〇四〇 一〇〇一五	A B 五九二		〃	〃	〃	〃	〃
三一四〇四〇 一〇〇一六	A B 五九三		〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇〇四	A B 六〇五		〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇一〇	A B 六一二		〃	〃	〃	〃	〃
三一六〇四〇 一〇〇〇二	A B 六二三		〃	〃	〃	〃	〃
三一六〇四〇 一〇〇〇九	A B 六三〇		〃	〃	〃	〃	〃
三一六〇四〇 一〇〇一二	A B 六三三		〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇〇一	A B 六三五		〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇〇二	A B 六三六		〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇〇四	A B 六三八		〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇〇六	A B 六四〇		〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇一四	A B 六四八		〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇四三	A B 六八四		〃	〃	〃	〃	〃
三一七〇四〇 四〇〇九一	A B 六八八		〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇二八	C 一一三八		〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇二七	C 一一二八		〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇二五	C 一一二五		〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇二〇	C 一一二〇		〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇一〇	C 一一一〇		〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇〇七	C 一一〇七		〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇〇三	C 一一〇三		〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇〇二	C 一一〇二		〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇〇一	C 一一〇一		〃	〃	〃	〃	〃
三一五〇四〇 一〇〇〇〇	C 一一〇〇		〃	〃	〃	〃	〃

平成三十年五月二十五日印刷  
平成三十年五月二十五日発行

発行人所

山口県知事庁

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市潮音町六丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市北区梅田三丁目三番五号  
大和ハウス工業株式会社

平成三十年五月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

(一一二) 開発行為に関する工事の完了  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

三〇〇三三〇〇二	三〇〇三三五〇	四〇一〇四〇〇	三〇一七〇四〇	四〇一七〇四〇	三〇一七〇四〇	四〇一七〇四〇
A B 一一八	A B 七〇七	A B 七〇六	A B 七〇五	A B 七〇一	A B 六九〇	A B 六九〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
平成二七、 八、三	〃 一六	〃 一八	〃 一七	〃 三、 一二	〃 二 三	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃